

(目的)

第1条 本県における学びの保障や居場所の確保に向けた分野横断的・包括的な支援策の検討にあたり、有識者等から意見を聴取するため、しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第 138 条の4 第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(組織)

第2条 協議会は、別表1に掲げる分野について、子ども若者部長が選任する委員で構成する。

2 協議会は18名程度の委員をもって構成する。

3 協議会に座長を置き、座長は委員の互選により決定する。

4 座長は、協議会の会議の議長として議事を総括する。

5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員の交代または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、子ども若者部長が招集する。

2 会議は公開とする。ただし、子ども若者部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

3 子ども若者部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第5条 協議会の運営に必要な事務は、子ども若者部子どもの育ち学び支援課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、子ども若者部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

(別表１) しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会

①学識経験者（大学教授）	②医療分野	③心理分野	④社会福祉分野
⑤市町教育委員会事務局	⑥市町教育支援センター	⑦民間施設	⑧PTA 会長
⑨小・中学校	⑩高等学校	⑪私立学校	⑫過去不登校経験者